

# 屋久島農業普及だより

【編集発行】

屋久島事務所農林普及課農業普及係

屋久島町安房650 TEL:0997-46-2236 FAX:0997-46-3384

## 屋久島町の肉用牛，みんなで頑張ってます！

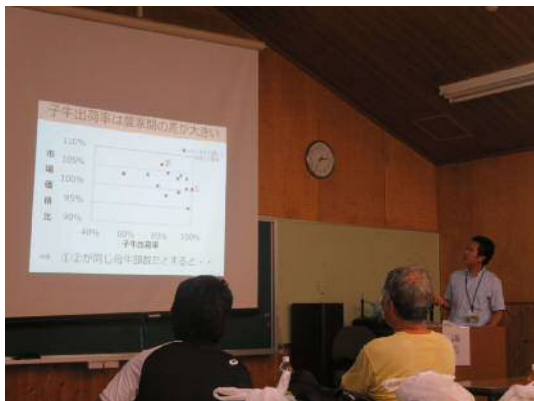
近年、全国的な子牛不足から、子牛販売価格の高騰が続いており、屋久島町の肉用牛生産額は3年前と比較すると約1.5倍に増加しています。しかしながら、依然として離島特有の出荷運賃高等により、経営が圧迫されている状況です。そのような中、肉用牛農家と関係機関が一体となり、飼養管理技術の向上や経営改善に取り組んでいます。今回は、その取り組みの一部を紹介いたします。



広い運動場で管理される屋久島の牛

### 【技術・所得の向上を目指す研修会】

7月3日の屋久島町和牛振興会総会時に、研修会を開催しました。子牛市場での発育調査や販売成績の結果をもとに、生産性や飼養管理の改善による所得向上について話しました。また、研修会で紹介した技術を実践する農家もあり、調査結果等を取りまとめ、更なる技術・所得の向上につなげていきます。



### 【育成牛の改良と飼養管理を学ぶ畜産共進会】

8月3日に町営旭牧場で、屋久島町畜産共進会が開催されました。肉用牛農家から育成牛21頭が出品され、体型審査による改良度合いが競われました。和牛改良のスペシャリストである全国和牛登録協会鹿児島県支部を特別審査員に招き、より優れた改良に向け飼養管理の助言指導も行われました。上位3頭は、9月5日に種子島家畜市場で開催される熊毛郡畜産共進会に、屋久島代表として出品されます。



《生産された子牛はどこへ?》屋久島の子牛は8~9か月齢になると家畜市場に出荷されます。市場は中種子町にあるため、出荷時は子牛をトラックに積み込み、宮之浦港~島間港のフェリーで運搬されます。運搬中はストレス等で子牛の体重が減少してしまうため、市場の2日前までには運搬します。市場は年8回開催され、子牛は県内外の肥育農家が購買し、約20か月肥育された後、おいしい牛肉になります。

(担当：東原)

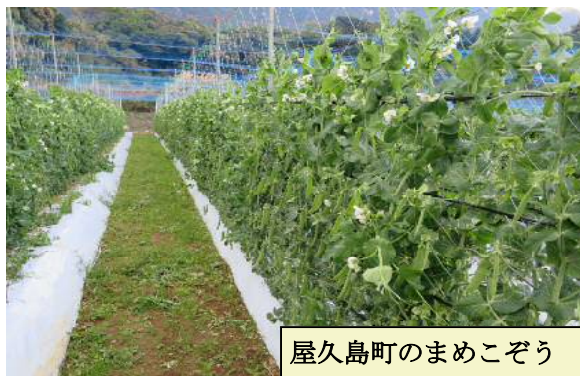
# 実えんどう「まめこぞう」の栽培管理

屋久島町では、平成29年度から県育成品種の実えんどう「まめこぞう」に品種を統一して栽培しています。あくねグリーン×スーパーグリーンの交配種で、食味の良い品種です。県内では、指宿、出水地区で栽培されています。

## 1 名前の由来

山川高校生が付けた名前です。

ま・・・ まんまるで  
 め・・・ めっちゃあまい  
 こ・・・ こどもも大好き  
 ぞう・・・ うまいぞう



## 2 栽培管理のポイント

- (1) は種 10月10日頃からは種します。早蒔きは、高地温で発芽が悪くなるので注意します。
- (2) 作式 畦幅1.5～1.8m、株間15cm 2粒は種  
 マルチ栽培が生育が安定します。は種が早い場合は白黒ダブルマルチ、10月中旬以降は、黒マルチとします。
- (3) 整枝 草勢が強いため、わき芽は伸びやすい。枝数が多いと実入りの悪い莢が増えたり、莢が小さくなるので、1m間枝数13本前後が適します。また、2本立にするとわき芽が多くなるので1本立とします。
- (4) 強風 草丈が高く、茎が折れやすいので、従来の品種より防風対策を徹底します。  
 対策 防風ネットやソルゴー垣などを設置しましょう。  
 誘引紐は早めに張り、後から茎を入れ込む際には茎折れに注意しましょう。
- (5) 追肥 開花後から、数回に分けて草勢を見ながら追肥する。1回あたり窒素成分で2kg程度  
 マルチ栽培の場合は、メリット青(500倍)の葉面散布を定期的に行うとよい。
- (6) 収穫 開花から収穫までは、従来の品種より短いので、収穫遅れにならないように注意する。  
 さやの色だけで収穫を判断しない。さやにしわが入ると過熟。迷うときはむき実で判断する。

### 「まめこぞう」のみじんピースご飯 ～ 指宿市のレシピから転載 ～

グリーンピースと一緒に炊き込まず、炊飯後に混ぜ込むことで色鮮やかになります。

豆の独自なおいも出にくいため、豆ご飯が苦手なお子さんにもおすすめ。

#### ■作り方(4人分)

- ①洗った米2合に塩5gを合わせて普通の水加減で炊く。
- ②生の実えんどう(むき身100～150g)を粗めのみじんぎりにする。
- ③炊きあがった①に②を入れて軽く混ぜ、すぐに蓋をして15分程度蒸らす。



# チャトゲコナジラミ発生状況と低密度抑制について

## 1 はじめに

チャトゲコナジラミ（以降、チャトゲ）は、県内では平成24年1月、屋久島町で最初に確認されて以降、ほぼ県内全域で発生しています。

収穫期に成虫が乱舞するため不快であるだけでなく、葉裏で孵化した幼虫は甘露を排出し、すす病を誘発するため、光合成阻害等の樹勢低下が懸念されています。

今回は、チャトゲによる茶園への影響及び今後の対策について紹介します。

## 2 屋久島町内における発生状況

初めて確認されたのは旧上屋久町の楠川でしたが、徐々に南下し、現在は旧屋久町平野まで拡大しています。

県本土では、チャトゲ天敵のシルベストリコバチの放飼により、チャトゲ密度抑制が報告されています。一方で、まだ町内ではシルベストリコバチの発生は確認されていませんが、ペシロマイセス属の昆虫寄生性糸状菌と思われる菌の発生が確認されています。



写真1 すず病



写真2 チャトゲ幼虫（赤枠）と寄生性糸状菌と思われる菌（黄枠）

## 3 防除に当たっての考え方

チャトゲの根絶は極めて困難であること、発生しても茶芽生育に大きな影響は見られていないなどの理由から、発生当初に比べ、皆さんの意識がやや低くなっているように感じられます。一方で県本土では、チャトゲに起因すると考えられる樹勢の低下により、一番茶が収穫できなかったという事例もあるので、引き続き注意と対策が必要です。



写真3 チャトゲに起因すると考えられる樹勢低下（県本土）



写真4 粘着トラップ調査  
（左：更新有り，右：更新無し）

### 【対策へ向けた予備知識】

#### ①増殖力が非常に高い

夏から秋にかけて発生を確認したばかりなのに、翌年には大発生します。初期対応が非常に重要です。

#### ②発生は年4～5回

屋久島町では、成虫が4月上旬、6月中旬、7月下旬、9月上旬頃に発生します。さらに10月中旬にも発生する可能性があります。防除適期は、成虫がほとんど飛び立たなくなった頃（発生前期から約2～3週間後）です。

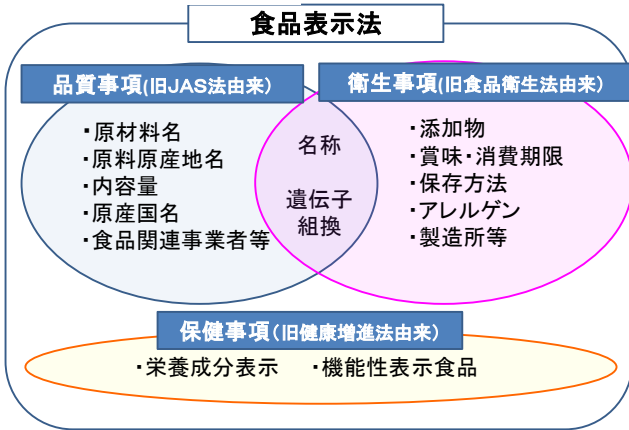
#### ③天敵はシルベストリコバチだけではない

テントウムシ類も天敵として知られています。有機栽培園では、チャトゲは低密度で抑制されています。年間を通して天敵相に影響の少ない選択性農薬の利用が求められます。また、深刈更新等との組合せも非常に有効です。

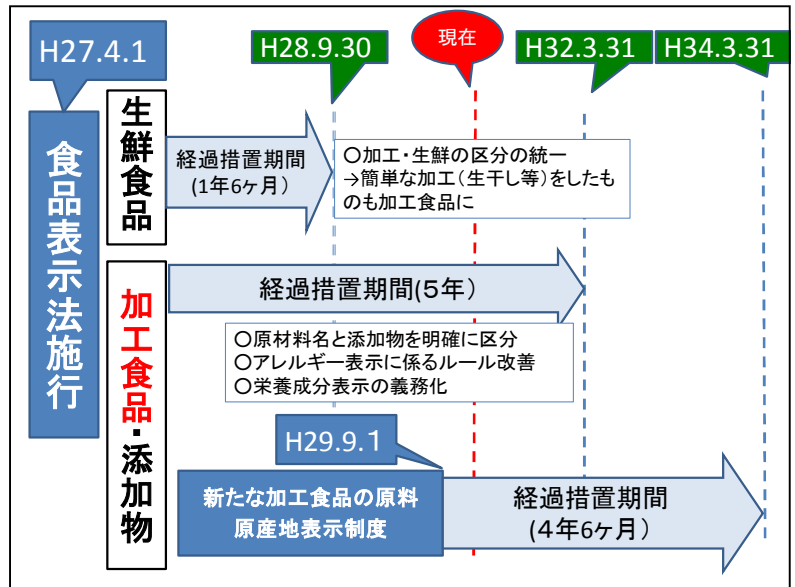
# 新たな加工食品における原産地表示制度について

食品表示は、平成27年度まで、JAS法、食品衛生法、健康増進法など複数の法律によって決められていましたが、平成27年4月に「食品表示法」が制定され、食品表示に関する法律が一元化されました。

## 食品表示法のイメージ



## ただいま、経過措置期間・・・



## 平成29年9月～原料原産地表示が改正

国内で製造又は加工されたすべての加工食品(輸入品を除く)が原料原産地表示の対象となりました。

	内容 (※詳細は消費者庁HP参照ください)
対象となる食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての加工食品(輸入品は除く)</li> <li>○22食品群+個別4品目は従前どおり</li> <li>○個別4品目に「おにぎり」が追加</li> </ul>
対象となる原材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加工食品に占める重量割合上位1位の原材料</li> <li>○22食品群に占める重量割合が50%以上の原材料</li> <li>○個別4品目の原料原産地表示対象となる原材料におにぎりの「のり」を追加</li> </ul>
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象原材料の原産地を国名で表示</li> <li>○国別重量順表示</li> <li>対象原材料が加工原材料の場合、製造地を表示</li> <li>○国別重量順表示が困難な場合は「又は表示」「大括り表示」を行うこともできる</li> <li>○22食品群+個別5品目は従来のとおり国別重量順表示</li> </ul>

## <表示例> ※原材料名の欄のみ

### 例1) たくあん漬け

だいこん(鹿児島県産)、漬け原材料(米ぬか、食塩、砂糖、添加物:甘味料(天草)、着色料(黄4))

農産物漬物のため、原料原産地表示は義務

### 例2) 食パン

小麦粉(国内製造)、砂糖、マーガリン、パン酵母、食塩、(一部に小麦・乳成分を含む)

中間加工原材料が重量割合第1位の場合、原則として「〇〇製造」と表示

「小麦粉(小麦(アメリカ産))」と記載してもよい。

### 例3) どらやき

皮(卵、小麦粉、砂糖)(鹿児島県製造) つぶあん(砂糖、小豆、水あめ) 膨張剤

複合原材料(2種類以上の原材料から構成される原材料)による表示方法※原則として構成されている原材料を括弧内にすべて表示

添加物はスラッシュで区別、句読点は「、」

## <消費者庁情報掲載先>

消費者庁HP > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 食品表示企画

【食品表示法関係】  
> 食品表示法等  
(法令及び一元化情報)



【新たな原料原産地表示制度関係】  
> 品質等選択に役立つ表示の制度について  
> 新たな加工食品の原料原産地表示制度に関する情報



## 食品表示総合窓口

【鹿児島県】食品表示110番  
099-286-2533

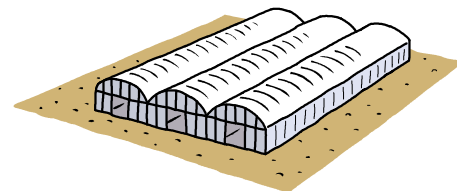
食品表示法は品質事項、衛生事項、保健事項の記載事項の他、文字の大きさなどと多岐にわたり記載上の留意点があります。表示を見直す際は、十分検討したうえで作成しましょう。

# ハウスは長ーく大事に使いましょう！

パッションフルーツやマンゴー等ではハウス栽培が行われています。ハウス建設には大きな費用がかかりますので、いかに長く使うかが経営上重要となります。

ハウスを良好な状態で長く使うために、定期的にハウスの状態を確認し、保守管理に努めましょう。

また、台風襲来時には適切に対応し、ハウスをしっかり守りましょう。



## 1 ハウスの保守管理チェック

チェック項目	対策
<input type="checkbox"/> パイプにサビが発生していないか	ワイヤーブラシなどでサビを落とし、塗装する
<input type="checkbox"/> 基礎石やパイプ差し込み部の地盤の緩みはないか	ハウス周辺の排水対策を行う
<input type="checkbox"/> ボルトやブレースの緩みはないか	緩んでいる所を締め、古くなった部材は交換する
<input type="checkbox"/> 出入口戸やレール付近に汚れがたまっていたり、隙間はないか	保温効果の損失や強風時に風が吹き込んでくるのを防ぐため、清掃・補修を行う
<input type="checkbox"/> 連棟ハウスの場合、谷樋に落葉等がたまっていないか	水がたまり、ボルトのサビや雨漏りの原因となるため、定期的に清掃する

## 2 台風襲来時の対応

ビニールをはがしてハウス本体を被害から守るのが基本です。鹿児島県標準型ハウスまたは認定型ハウスは、台風時はビニールをはがすことを基本に選定されています。

風の強さの予想によっては、ビニールをはがすべきか、閉め込んで中の作物を保護すべきか選択を迫られる場合があります。気象情報等により慎重な選択が必要です。

<ビニールを展張したまま閉め込む場合>

**ハウス内に風が吹き込まないように密閉**することが重要です。下記のポイントをチェックしましょう。

チェック項目
<input type="checkbox"/> ハウス周辺は片付いているか（風で飛んだものがビニールを破らないように）
<input type="checkbox"/> ハウスバンドは緩んでいないか、切れ目はないか
<input type="checkbox"/> 妻部ビニール止め材の点検と出入口戸は隙間風が入らないよう固定しているか
<input type="checkbox"/> 換気扇がある場合は、吸入口を閉めたまま換気扇を回しているか 停電時の対策として、発電機等を準備しているか
<input type="checkbox"/> 加温機がある場合、煙突は取り外し、穴をふさいでいるか

# 多面的機能支払交付金について

(旧 農地水・管理支払交付金, 通称 **水土里サークル活動**)



## 1 事業概要

### 農地維持支払

1. 農道の草刈り・水路の泥上げなどの基礎的保全活動
2. 保全管理のための推進活動  
ex) 研修会, 非農家を交えたワークショップ開催等  
将来の構想(地域資源保全管理構想)の作成



●交付単価 田:3,000円/10a 畑:2,000円/10a

### 資源向上支払

#### 共同活動

1. 水路・農道, ため池の軽微な補修
2. 農村環境保全活動  
ex) 景観形成や啓蒙普及活動
3. 多面的機能の増進を図る活動  
ex) 農村伝統文化の継承



●交付単価 田:2,400円/10a 畑:1,440円/10a

ただし, 5年以上継続地区は, 上記の75%単価。3を未実施地区は63%単価

#### 施設の長寿命化

- 水路・農道等, 施設の補修・更新  
ex) 砂利道からコンクリート舗装へ打換  
土水路に新たなコンクリート水路の設置

●単価 田:4,400円/10a 畑:2,000円/10a

※屋久島管内では実施していない

## 2 多面的機能支払制度の経緯

### 法制化

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
農地・水保全管理支払							多面的機能支払							
1期					2期									
永田, 吉田, 志戸子, 小瀬田 一湊														
楠川, 高平										楠川				
榑川, 長峰, 麦生, 原														
小島, 平内														
								尾之間						
								春牧, 湯泊, 中間						
								永田・新町方限						
								永田・向江方限						

H30年度は13組織(赤文字)が実施中

以前の農地水・管理支払交付金よりも, 実績報告が簡素化されております。

実施希望の地区がありましたら, 農林普及課または町農林水産課へお問い合わせください。